

# 9

## 互助制度加入者が退職したとき



退職者の加入状況により手続きが4つに分かれます！

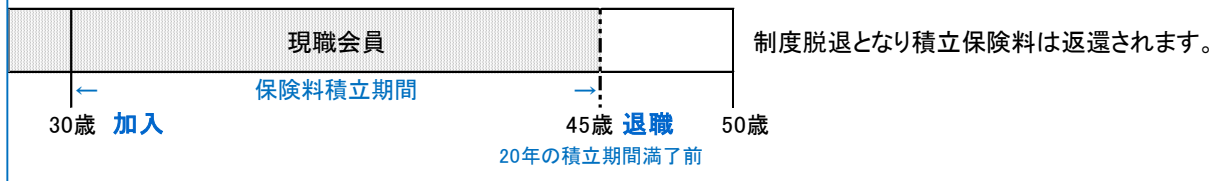
1. 互助制度を脱退となる場合（50歳未満および保険料積立期間満了前） [下記参照](#)
  2. 退職会員になる場合（定年退職および60歳以上） [P21へ](#)
  3. 退職会員になるまで待機期間がある場合（50歳以上59歳以下） [P22へ](#)
  4. 退職会員になるまでの待機期間中も医療費給付を受ける場合
- ※ 保険料納付で60歳まで継続（3.を満たしている55歳以上） [P23へ](#)

### 1. 互助制度を脱退となる場合（50歳未満および保険料積立期間満了前の退職者）

(1) 保険料積立期間(20年間)を満了していない場合。

ただし、互助任意継続会員資格条件に関する経過措置に該当しない場合。P22参照

例: 30歳で互助加入し45歳で退職した場合



- (2) 会員が死亡した場合。(保険料積立期間を満了する前に死亡退職となった場合)
- (3) 保険料積立期間を満了しているが会員が互助制度脱退を申し出た場合。

### 提出書類

○「脱退届」(様式No.02-010)を退職月の翌月の10日までに提出します。

脱退届の該当項目2~3に○印を提出ください。脱退処理後、保険料積立金が返還されます。

### ・脱退届(様式No.02-010)の記入例

<b>脱 退 届</b>	
一般社団法人 岩手県農林漁業団体役員連盟 理事長 殿	記入日 <span style="color: blue;">○</span> 年 <span style="color: blue;">3</span> 月 <span style="color: blue;">1</span> 日
下記のとおり貴連盟を脱退いたします。	
<b>【退職互助制度加入者記入欄】 次の1から4のいずれか1つに○印</b>	
会員資格を 取得する	1. 退職互助制度の会員資格を取得するため「資格取得申請書」を提出します。(様式No.02-020)
制度を 脱退する	2. <input checked="" type="radio"/> 保険料積立期間を満了していないため保険料を返還請求します。 3. 会員死亡のため保険料を返還請求します。 4. 積立期間を満了しているが任意脱退するので保険料を返還請求します。

## 2. 退職会員になる場合（定年退職および60歳以上）

### 「退職会員」資格取得条件

(1) 定年(満60才以上)退職し、保険料積立期間20年を満了しているので資格を取得する。

資格取得申請書 1. (1)

(2) 不足一時保険料を納付し資格を取得する。

(定年退職および満60歳以上で保険料積立期間20年を満了していない場合)

不足一時保険料算定方法  
退職時標準給与×1.0%×不足積立月数

常勤役員の場合は、退任時(満60才以上)に不足一時保険料を納付し資格取得できます。

資格取得申請書 1. (2)

(3) 会員死亡により遺族配偶者会員の資格を取得する。

(保険料積立期間を満了し死亡退職した場合、遺族配偶者の年齢は問いません)

資格取得申請書 1. (3)

例:30歳で互助加入し60歳で退職した場合

現職会員		退職会員	遺族配偶者会員
30歳 加入	50歳 20年の積立期間満了	60歳 退職 退職会員資格取得	配偶者健在の場合 退職会員死亡 配偶者がいない場合制度喪失 遺族配偶者会員死亡 制度喪失

例:30歳で互助加入し63歳で退職した場合

現職会員		退職会員	遺族配偶者会員
30歳 加入	50歳 20年の積立期間満了	60歳 再雇用 (役職連続の場合) 63歳 退職 退職会員資格取得	配偶者健在の場合 退職会員死亡 配偶者がいない場合制度喪失 遺族配偶者会員死亡 制度喪失

例:30歳で互助加入し51歳で死亡退職し配偶者が遺族配偶者会員の資格を取得する場合

現職会員		遺族配偶者会員	
30歳 加入	50歳 20年の積立期間満了	51歳 死亡退職 ※配偶者がいない場合や遺族配偶者を希望しない場合は制度脱退となり保険料は返還されます。	遺族配偶者会員死亡 制度喪失

### 提出書類

○「退職役職員互助制度 資格取得申請書」(No.02-020)と「脱退届」(No.02-010)を退職月の翌月の10日までに同時に提出します。

- ・「1. 定年退職および満60歳以上…」(1)~(3)の該当箇所に印をし、提出してください。
- ・退職処理後に資格通知をご自宅へ送付します。(退職月の翌月末)

### ・退職役職員互助制度 資格取得申請書(様式No.02-020)記入例

<b>退職役職員互助制度 資格取得申請書</b>		記入日 令和〇年3月1日
一般社団法人 岩手県農林漁業団体役職員連盟 理事長 殿		
下記のとおり貴連盟を脱退いたしますので、退職役職員互助制度の資格取得申請をいたします。		
退職時の年齢により下記の1.2.のいずれかを選択し記入下さい。		
1. 定年退職および満60歳以上(待機期間なしで退職会員となり医療給付を受ける)の場合		
下記のいずれか1つに <input checked="" type="checkbox"/> 印して下さい。		
<input checked="" type="checkbox"/> (1) 保険料積立期間を満了し退職会員資格を取得します。	不足一時保険料がある場合は (2) にチェックし、右側の不足一時保険料も記入	
<input type="checkbox"/> (2) 不足一時保険料を納付し退職会員資格を取得します。		
<input type="checkbox"/> (3) 会員死亡により遺族配偶者会員の資格を取得します。(※保険料積立期間を満了し死亡退職の場合)	不足一時保険料	円

### 3. 退職会員になるまで待機期間がある場合（50歳以上59歳以下）

#### 「互助任意継続会員」資格取得条件（60歳までの待機期間の資格）

(1) 保険料積立期間20年を満了しているのので60歳まで待機し退職会員資格を取得する。

資格取得申請書 2. (1) へ☑

(2) 経過措置該当のため不足一時保険料を納付し60歳まで待機し退職会員資格を取得する。

資格取得申請書 2. (2) へ☑

#### ※ 経過措置該当者条件

・平成19年7月31日現在、互助制度に加入している。

該当者 生年月日	平成19年7月31日 現在の年齢	退職時の保険料 納付期間	令和6年7月31日 現在の年齢
S39.8～S40.7	満42才	18年以上	満59才
S40.8～S41.7	満41才	19年以上	満58才

例:30歳で互助加入し50歳で退職した場合

現職会員	互助任意継続会員	退職会員	遺族配偶者会員
← 保険料積立期間 30歳 加入	→ 退職会員までの待機期間 50歳 退職 20年の積立期間満了	60歳 退職会員資格取得	配偶者健在の場合 退職会員死亡 配偶者がいない場合制度喪失 遺族配偶者会員死亡 制度喪失

#### 提出書類

○「退職役職員互助制度 資格取得申請書」(No.02-020)と「脱退届」(No.02-010)を退職月の翌月の10日までに同時に提出します。

・「2. 50歳以上59歳以下…」(1)～(2)の該当項目に☑印をし提出してください。

・退職処理後（保険料の納入のある場合は入金確認後）

退職者の自宅へ互助任意継続会員の資格通知を送付します。（退職月の翌月末）

#### ・退職役職員互助制度 資格取得申請書（様式No.02-020）記入例

**退職役職員互助制度 資格取得申請書**

記入日 令和 年 月 日

2. 50歳以上59歳以下(60歳まで待機し、60歳の誕生日で退職会員となり医療費給付が受けられます)

下記のいずれか1つに☑印して下さい。

(1) 保険料積立期間を満了し任意継続会員資格を取得します。

(2) 不足一時保険料を納付し任意継続会員資格を取得します。  
(互助任意会員資格取得に関する経過措置に該当のため)

不足一時保険料がある場合は記入

不足一時保険料 85,680 円

上記2.を満了し55歳以上(60歳まで現職会員の医療給付を受けられます)

下記を申込み場合☑印して下さい。

60歳までの保険料を支払い、現職会員医療保険を申込みます。(医療任意継続会員資格を取得します。)

医療任意継続会員保険料

保険料入金予定日を記入し  
退職後1か月以内にお振込みください。  
※退職手続き時に控除し、団体で送金ください。

上記申請（請求）は、事実と相違ないことを認めます。

令和 〇 年 3 月 5 日

保険料入金予定日  
令和 〇 年 3 月 31 日

#### 4. 退職会員になるまでの待機期間中も医療費給付を受ける場合

※ 保険料納付で 60 歳まで継続 (3. を満たしている 55 歳以上)

「医療任意継続会員」資格取得条件 (待機期間も医療費給付を受ける任意継続会員資格)

(1) 保険料積立期間 20 年を満了しているので任意継続会員資格を取得する。

資格取得申請書 2. (1) へ☑

(2) 経過措置該当のため不足一時保険料を納付し任意継続会員資格を取得する。

資格取得申請書 2. (2) へ☑ ※ 経過措置該当者条件 前ページ参照

(3) 60 歳までの保険料を支払い、任意継続期間の現職会員医療保険を申込む。

資格取得申請書 2. の下段「上記 2. を満たし 55 歳以上…」に☑

医療任意継続保険料算定方法

退職時標準給与×1.2%×任意継続期間月数

例:30歳で互助加入し55歳で退職し、待機期間も医療給付を受ける場合

現職会員		医療任意継続会員	退職会員	遺族配偶者会員
← 30歳 加入	保険料積立期間	55歳 退職	退職会員までの待機期間	配偶者健在の場合
	20年の積立期間満了		60歳	遺族配偶者会員死亡
				配偶者がいない場合制度喪失
				制度喪失

#### 提出書類

○ 「退職役職員互助制度 資格取得申請書」(No.02-020) と 「脱退届」(No.02-010) を退職月の翌月の 10 日までに同時に提出します。

・ 「2. 50 歳以上 59 歳以下…」(1)~(2) と 「上記 2. を満たし 55 歳以上…」 の該当項目に☑印をし提出してください。

・ 退職処理後 (保険料の入金確認後)

退職者の自宅へ医療任意継続会員の資格通知を送付します。(退職月の翌月末)

#### ・ 退職役職員互助制度 資格取得申請書 (様式No.02-020) 記入例

記入日 令和 〇年 3 月 1 日

一般社団法人  
岩手県農林漁業団体役職員連盟 理事長 殿

下記のとおり貴連盟を脱退いたしますので、退職役職員互助制度の資格取得  
退職会員医療保険のご契約に際し、【重要事項説明書】により内容をご確認のうえお

医療任意継続保険料の他に不足一時保険料がある場合は (2) にチェックし、右側の不足一時保険料も記入

2. 50歳以上59歳以下(60歳まで待機し、60歳の誕生日で退職会員となり医療費給付が受けられます)

下記のいずれか1つに☑印して下さい。

(1) 保険料積立期間を満了し任意継続会員資格を取得します。

(2) 不足一時保険料を納付し任意継続会員資格を取得します。 (互助任意会員資格取得に関する経過措置に該当のため)

不足一時保険料  円

上記2. を満たし55歳以上(60歳まで現職会員の医療給付を受けられます)

下記を申込む場合☑印して下さい。

50歳までの保険料  円 (医療任意継続会員資格を取得します。)

医療任意継続保険料を記入  円

医療任意継続会員保険料  円

上記申請 (請求) は、事実と相違ないことを認めます。

令和 〇年 3 月 5 日

保険料入金予定日  
令和 〇年 3 月 31 日

保険料の振込先  
岩手県信連 本所 普通 0000194  
シャ)イワケンウリンギョギョウダクンタイヤクシヨクインメイ  
(一社) 岩手県農林漁業団体役職員連盟

代表

保険料入金予定日を記入し  
退職後 1 か月以内にお振込みください。  
※退職手続き時に控除し、団体で送金ください。

# 退職互助制度のフローチャート

はい

いいえ

退職時：定年退職・60歳以上

退職時：50歳以上59歳以下

退職時：50歳未満

保険料積立期間  
(20年間)を満了  
しましたか？

申請書 1. (1)

不足期間の  
保険料を一括  
納付します  
か？

申請書 1. (2)

保険料積立期間  
(20年間)を満了  
しましたか？

申請書 2. (1)

経過措置の条件を  
満たし不足期間の  
保険料を一括納付  
しますか？P21

申請書 2. (2)

退職会員へ

提出書類 02-020

「退職役職員互助制度  
資格取得申請書」

制度脱退

提出書類 02-010

「脱退届」

互助任意継続会員へ

提出書類 02-020

「退職役職員互助制度  
資格取得申請書」

制度脱退

提出書類 02-010

「脱退届」

役職連⇒自宅

「退職会員通知」

60歳の退職会員資格

取得まで待機します。

申請書 2. (1)or(2)

+下段に✓なし

役職連⇒自宅

「互助任意継続会員通知」

60歳の誕生日が来たら

役職連⇒自宅

「退職会員通知」

選  
択

↓55歳以上のみ選択可

60歳までの待機期間に医療費給付  
を受けることを希望するので保険料  
を支払います。

申請書 2. (1)or(2)+下段に✓あり

医療任意継続会員へ

提出書類 02-020 「退職役職員互助制度

資格取得申請書」

役職連⇒自宅

「医療任意継続会員通知」

60歳まで現職と同様の医療費給付が受け  
られます。(みなし被扶養者除く)

「退職会員」

本人と配偶者が医療費給付を受けられます

## 事務担当者向け 互助制度加入者の退職手続きの流れ

### 1. 役職連へ退職者情報の照会依頼をする。

例：「会員番号 0000-0000 の〇〇〇〇が 3/31 に退職予定なので計算書をください。」

### 2. 役職連から届いた「脱退シミュレーション」の情報を基に、退職者に「退職後の制度選択の確認をする。」

- ・退職互助制度の各種資格（退職会員・任意継続会員等）を取得するか？
- ・互助制度脱退か？

### 3. 退職者の選択に応じた書類を作成する。

- ・互助制度脱退の場合は「脱退届（No.02-010）」を作成する。
- ・退職互助制度の各種資格を取得する場合は  
「退職役職員互助制度 資格取得申請書（No.02-020）」と「脱退届（No.02-010）」を作成する。

### 4. 役職連へ書類提出（退職月の翌月 10 日までに提出）

会員番号	12345678 〇〇 〇〇	生年月日	昭和〇年05月15日 満59歳
団体名	〇〇〇〇組合	加入年月日	昭和〇年04月01日
脱退予定日	令和〇年03月31日		

退職時の手続き	
正会員積立金	1,240,709円（退職後返還されます） 提出書類： 脱退届02-010
互助制度	加入
退職後の選択肢	<input checked="" type="checkbox"/> 1. 退職会員 <input type="checkbox"/> 2. 医療任継会員資格取得（保険料納付で60歳まで継続） <input type="checkbox"/> 3. 互助任意継続会員資格取得（60歳まで待機） <input type="checkbox"/> 4. 脱退（返還金 597,960円）
	提出書類： 互 提出書類： 互 提出書類： 脱

この例では  
2.3.4の選択肢があります。  
2.3を選択した場合は60歳の誕生日の前月に「退職会員の資格通知が届きます」

互助制度情報	
互助保険料積立金	597,960円
互助加入年月日	平成〇年08月01日
互助満了年月日	平成〇年07月31日
保険料積立期間	20年 0ヶ月
保険料納入期間	20年 0ヶ月
保険料不足期間	0年 0ヶ月
	平成〇年 7月31日現在
	経過措置
互助制度加入の有無	有
年齢	43歳
既納入期間	13年 0ヶ月
任継必要納入期間	退職時納入期間17年以上

不足一時保険料	満了	=	標準給与	×	保険料率	×	不足期間
			380,000円		1.000%		0ヶ月

医療任継保険料	9,120円	=	標準給与	×	保険料率	×	任継期間
			380,000円		1.200%		2ヶ月

	任継期間	=	退職の翌月	~	満60歳到達月
	2ヶ月		令和〇年4月		令和〇年5月

退職会員資格取得日	令和〇年05月15日
-----------	------------

貸付金情報	
貸付金残高有無	無
連帯保証人有無	無